

商工こすどかわら版

第217号
小須戸
商工会

〔7月
の花〕
あさがお



今年は8月19日 開催です！！ 小 須 戸 商 工 ま つ り

商工会主催の「小須戸商工まつり」。今年は下記のとおり盛大に開催いたします。

大勢の皆様のご来場をお待ちしております。



- ◎ 日時 8月19日(日)午後2時40分から午後8時
- ◎ 会場 本町2～3丁目 特設会場(歩行者天国)

○昼の部(午後2時40分～午後5時)

- ・ドリームアップ抽選会
- ・子ども天国遊びの広場
- ・ステージイベント
- ・美味しんぼ屋台

☆夜の部(午後5時半～午後8時)

- ・ステージイベント
- ・夕涼みの会
- ・美味しんぼ屋台

特別協賛行事

- ・お父さん・お母さんの似顔絵作品展(8月17日(金)～19日(日))



◇イベントなどの詳細は来月の商工かわら版にてご紹介いたします。

※会員の皆様より、「美味しんぼ屋台」への出店を募集いたします。

詳しくは今回お配りした募集文書をご覧ください。

サイコロ場所の実施について

小須戸商工会商業活性化委員会では、商店街活性化対策として、今年度は小須戸PR冊子「こすどこすど夏巡業サイコロ場所」を発行、小須戸地区にお住まいの全世帯に配布いたしました。PR冊子を持って、掲載のお店で五百円以上のご利用を頂くと、スゴロクに参加することができます。ありがとうございます。また、Wチャンスとしてゆうパックの「ふるさと小包」が抽選でありますので、ぜひご利用ください。

【実施期間】

平成三十年七月十三日(金)

～八月三十一日(金)

※スタンプラリーによる商品券は

九月三十日(日)まで使えます。

【配布について】

すでに、各世帯へ配布されておりませんが、追加で必要な方は参加店及び商工会、小須戸まちづくりセンターで配布していますのでご利用ください。

【参加店舗数】

小須戸商工会員四十七事業所

※水色ののぼりが目印です。

小須戸を歩こう 「町屋めぐり」の開催について

昨年好評であった、「町屋めぐり」のよい食へ歩きを今年度も開催します。

【日時】平成三十年七月二十二日(日)

八月四日(土)

九月二日(日)

十月六日(土)

各午前十時～午後一時

※一時間三十分程度歩きます。

【コース】

◎日曜日

ダイニングバー404、馬頭観音、吉田菓子舗、木村アイス、大阪屋小須戸店、町屋ギャラリー薩摩屋、町屋カフェ・わかば(昼食)

◎土曜日

馬頭観音、吉田菓子舗、木村アイス、大阪屋小須戸店、町屋ギャラリー薩摩屋、町屋カフェ・わかば、カフェ・ゲオルク(昼食)

【定員】各回十名程度

【参加費】お一人様五百円

【集合】小須戸まちづくりセンター

【申込み】

平成三十年七月四日(水)午前九時から、商工会(三八二六二〇)電話で受け付けます。

経営計画作成セミナーの開催について

小須戸商工会では、平成三十年年度の伴走型小規模事業者支援推進事業として、経営計画作成セミナーを開催します。

今回は実践的な内容として、小規模事業者持続化補助金の申請について全二回で実施します。補助金の申請を考えている方、経営計画について知りたい方など、ぜひお申込みください。

【日時】
平成三十年七月十九日(木)
七月二十六日(木)

各回午後七時～午後九時まで

【内容】
・小規模事業者持続化補助金の内容
・経営計画作成のポイント
・補助金申請採択のコツ
・申請書を作ってみよう

【会場】 小須戸商工会 三階研修室

【受講料】 無料

【申込み】
今月のかわら板に同封したチラシをご覧ください、商工会までお申込みください。

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開

拓等に取り組み費用の三分の二(上限五十万円)を補助します。

退職金 vs 「中退共」

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

― 中退共制度の特色 ―

☆国の制度なので安全・安心です。

☆掛金は口座振替で、従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

☆掛金の一部を国が助成します。

①新規加入助成

新しく制度に加入される事業主に掛金月額額の二分の一(従業員ごとの上限五千元)を加入後四ヵ月目から一年間助成。短時間労働者の特例掛金月額(二千元、三千元、四千元)には掛金月額二分の一の額にそれぞれ三百円、四百円、五百円が上乘せされます。

(注)社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散・存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主および合併等により企業年金との間の資産移換を希望する事業主は、助成の対象外です。

②月額変更助成

掛金月額が一万八千円以下の従業員の掛金を増額する事業主に増額分の三分の一を増額月から一年間、国が助成します。

(注)二万円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。

※同居の親族のみを雇用する事業主は「新規加入助成」および「月額変更助成」の対象になりません。

☆掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

☆掛金月額は月額五千元から三万円までの十六種類です。

・短時間労働者(一週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ三十時間未満の従業員)は、二

千円、三千円、四千元の特例掛金でも加入いただけます。

・従業員ごとの選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、月額掛金を減額する場合は一定の要件のもとで変更可能です。

☆通算制度があります。

・過去勤務期間も通算できます。
・企業間の転職や特定退職金共済制度とも通算できます。

☆退職金は直接従業員へ支払います。一時金払いのほか、一定の要件を満たすと、全部または一部を分割して受け取ることができます。

― 加入の手続き ―

お近くの金融機関または商工会へお申込ください。

会社を元気に!

中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成

掛金は全額非課税

管理がカンタン

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234